

## 目 次

## 津市条例

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

## 津市規則

津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の育児休業等に関する規則を一部改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

## 津市訓令

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規定の一部を改正する訓令

## 津市告示

公示送達

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効告示

公示送達

都市の低炭素化の促進に関する法律に係る低炭素建築物新築等計画の認定に関する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の認定に関する告示

財政公表

## 津市公告

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウドサービス利用業務公募型プロポーザルの実施

## 津市上下水道事業公告

建設工事等に係る条件付一般競争入札の執行

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札

## 津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

## 津市選挙管理委員会告示

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程等の一部を改正する告示

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第25号

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成18年津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成18年津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改め、同条第2号中「26万2,530円と27円50銭」を「27万655円と28円35銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成21年津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、第2条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第3条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

津市長 前葉泰幸

## 津市条例第26号

### 津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「という。」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号ア(イ)中「任命権者が」を「規則で」に改め、同号イを次のように改める。

#### イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

ア その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下アにおいて同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

イ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））

の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第19条第2号中「任命権者が」を「規則で」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第27号

### 津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表第13中「平成20年法律第87号」の次に「。以下この表において「法」という。」を加え、同表長期優良住宅建築等計画の認定（分譲事業者が単独で作成する場合を除く。）の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項ア中「新築基準（住宅を新築しようとする場合の基準をいう。以下この表において同じ。）による審査を要する住宅」を「新築の住宅」に、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」を「法」に改め、同項イ中「新築基準による審査を要する住宅」を「新築の住宅」に改め、同項ウ中「増改築基準（住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準をいう。以下この表において同じ。）による審査を要する住宅」を「増改築住宅（増築し、又は改築しようとする住宅をいう。以下この表において同じ。）又は建築行為がない住宅（法第5条第6項又は第7項の規定による申請に係る住宅をいう。以下この表において同じ。）」に、「確認書」を「、増改築住宅にあっては確認書、建築行為がない住宅にあっては確認書及び住宅性能評価書」に改め、同項エ中「増改築基準による審査を要する住宅」を「増改築住宅又は建築行為がない住宅」に、「確認書」を「、増改築住宅にあっては確認書、建築行為がない住宅にあっては確認書又は住宅性能評価書」に改め、同表長期優良住宅建築等計画の認定（分譲事業者が単独で作成する場合に限る。）の項ア及びイ中「新築基準による審査を要する住宅」を「新築の住宅」に改め、同項ウ及びエ中「増改築基準による審査を要する住宅」を「増改築住宅」に改め、同表認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定（長期使用構造等（法第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。以下この表において同じ。）の

変更がある場合であって、分譲事業者が単独で作成する場合を除く。) の項中「長期優良住宅建築等計画変更」を「長期優良住宅建築等計画等変更」に改め、同項ア及びイ中「新築基準による審査を要する住宅」を「新築の住宅」に改め、同項ウ中「増改築基準による審査を要する住宅」を「増改築住宅又は建築行為がない住宅」に、「確認書」を「、増改築住宅にあっては確認書、建築行為がない住宅にあっては確認書及び住宅性能評価書」に改め、同項エ中「増改築基準による審査を要する住宅」を「増改築住宅又は建築行為がない住宅」に、「確認書」を「、増改築住宅にあっては確認書、建築行為がない住宅にあっては確認書又は住宅性能評価書」に改め、同表認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定(長期使用構造等の変更がある場合であって、分譲事業者が単独で作成する場合に限る。)の項ア及びイ中「新築基準による審査を要する住宅」を「新築の住宅」に改め、同項ウ及びエ中「増改築基準による審査を要する住宅」を「増改築住宅」に改め、同表認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定(長期使用構造等の変更がない場合であって、分譲事業者が単独で作成する場合を除く。)の項中「長期優良住宅建築等計画変更」を「長期優良住宅建築等計画等変更」に改め、同項ア中「新築基準による審査を要する住宅」を「新築の住宅」に改め、同項イ中「増改築基準による審査を要する住宅」を「増改築住宅又は建築行為がない住宅」に改め、同表認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定(長期使用構造等の変更がない場合であって、分譲事業者が単独で作成する場合に限る。)の項ア中「新築基準による審査を要する住宅」を「新築の住宅」に改め、同項イ中「増改築基準による審査を要する住宅」を「増改築住宅」に改め、同表認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更の認定(譲受人を決定した場合に限る。)の項ア中「新築基準による審査を要する住宅」を「新築の住宅」に改め、同項イ中「増改築基準による審査を要する住宅」を「増改築住宅」に改め、同表備考中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」を「法」に、「同法」を「法」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第43号

津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則（平成23年津市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条各号中「申請に係る建築物」を「当該申請に係る住宅」に改める。

第3条各号中「建築をしようとする」を「当該申請に係る」に改める。

第4条第1項第1号及び第2号中「建築をしようとする」を「当該申請に係る」に改め、同項第4号中「受けた」を「要する」に改め、「写し（」の次に「法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合及び」を加え、同項第5号中「第5項」を「第5項から第7項まで」に改め、同項第7号及び第8号中「建築をしようとする」を「当該申請に係る」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 法第5条第6項及び第7項の規定による認定の申請をする場合であって、建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の規定による検査を要するものにあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し又は当該検査済証と同等の内容が確認できる書類

第5条第2号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画又は法第5条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）」に改める。

第6条第1項中「同条第1項第2号」を「同条第1項」に改める。

第7条中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全取りやめ申出書」を「認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全取りやめ申出書」に改める。

第8条中「認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書」を「認定長期優良住宅建築等計画等の認定取消通知書」に改める。

第10条中「第5項」を「第7項」に改める。

第4号様式中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全取りやめ申出書」を「認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全取りやめ申出書」に、「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を」を「認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に改める。

第5号様式中「認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書」を「認定長期優良住宅建築等計画等の認定取消通知書」に、「認定長期優良住宅建築等計画に」を「認定長期優良住宅建築等計画等に」に、「長期優良住宅建築等計画の認定番号」を「長期優良住宅建築等計画等の認定番号」に、「長期優良住宅建築等計画の認定年月日」を「長期優良住宅建築等計画等の認定年月日」に改める。

第6号様式中「認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書」を「認定長期優良住宅建築等計画等の認定取消通知書」に、「認定長期優良住宅建築等計画に基づく」を「認定長期優良住宅建築等計画等に基づく」に、「認定長期優良住宅建築等計画について」を「認定長期優良住宅建築等計画等について」に、「長期優良住宅建築等計画の認定番号」を「長期優良住宅建築等計画等の認定番号」に、「長期優良住宅建築等計画の認定年月日」を「長期優良住宅建築等計画等の認定年月日」に改める。

第8号様式中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「認定」を「申請」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第44号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

第5号様式中

「2 被保険者の氏名、性別及び生年月日

氏名	性別	生年月日	個人番号
	男・女	年 月 日	
	男・女	年 月 日	
	男・女	年 月 日	
	男・女	年 月 日	
	男・女	年 月 日	
	男・女	年 月 日	
	男・女	年 月 日	
	男・女	年 月 日	

を

「2 被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

氏名	生年月日	個人番号
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

に

改める。

## 第12号様式中

被保険者の氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女	を
---------	--	------	-------	----	-----	---

被保険者の氏名		生年月日	年 月 日	に
---------	--	------	-------	---

改める。

第13号様式中

に改める。

第 13 号様式の 2 中

性別	男	個人番号			
	女	計算期間の始期 及び終期	年 年	月 月	日から 日まで

個人番号					
計算期間の始期 及び終期	年 年	月 月	日 日	か ま	ら で

を

に改める。

第15号様式中

出生児	氏名		世帯主との続柄	
	生年月日	年月日	性別	男・女

を

出生児	氏名			
	生年月日	年月日	世帯主との続柄	

に

改める。

第16号様式中

死亡者	氏名		申請者との続柄	
	生年月日	年月日	性別	男・女

を

死亡者	氏名			
	生年月日	年月日	申請者との続柄	

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 国民健康保険高額療養費支給申請書の様式については、改正後の第13号様式の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第45号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成18年津市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第15号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

津市長 前葉泰幸

## 津市規則第46号

### 津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の育児休業等に関する規則（平成18年津市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

（育児休業条例第2条第4号アイの規則で定める非常勤職員）

第2条の2 育児休業条例第2条第4号アイの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

第2条の2の次に次の3条を加える。

（育児休業条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情）

第2条の3 育児休業条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情は、育児休業条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

（育児休業条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合）

第2条の4 育児休業条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号ウに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 育児休業条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育し

ている当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

- ア 死亡した場合
- イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
- ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合
- エ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

（育児休業条例第2条の4第3号の規則で定める場合）

第2条の5 前条の規定は、育児休業条例第2条の4第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条第1号中「1歳に達する日」とあるのは「1歳6箇月に達する日」と、「1歳到達日」とあるのは「1歳6箇月到達日」と、同条第2号中「1歳到達日後」とあるのは「1歳6箇月到達日後」と、第3条第1項第3号中「1歳6箇月に達する日」とあるのは「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。

第3条第1項中「育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合又は育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）以前の日である場合

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月到達日以前の日である場合

第3条第2項ただし書中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に改める。

第4条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該育児休業（第4号に掲げる場合については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

第7条第1項第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(育児休業条例第19条第2号の規則で定める非常勤職員)

第14条の2 育児休業条例第19条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

#### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

津市長 前葉泰幸

## 津市規則第47号

### 津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成18年津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号を次のように改める。

（2）育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）

をしている職員（公益的法人等派遣職員にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員）として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第34条第2項第2号中「育児休業をしている」を「育児休業（第24条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている」に改め、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を削る。

### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

津市訓令第10号

庁中一般  
出先機関

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

津市長 前葉泰幸

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和2年津市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1第15号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

津市告示第222号

下記の者の固定資産税・都市計画税督促状、市民税・県民税督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年9月21日

津市長 前葉泰幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○○○ ○ ○○○○○○○ ○ ○○○	令和3年度市民税・県民税（普徴）督促状随時2期
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○○○	○○ ○○	平成31年度市民税・県民税（普徴）督促状第3期、第4期
○○○○○○○○	○○ ○○	令和3年度市民税・県民税（普徴）督促状第3期、第4期
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和3年度固定資産税・都市計画税督促状第3期、第4期、令和4年度固定資産税・都市計画税督促状第2期
○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○○○○ ○○	令和2年度市民税・県民税（普徴）督促状第4期

○○○○○○○○	○○ ○○	令和3年度市民税・県 民税（普徴）督促状第 4期
○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○○ ○○○○ ○○○○○ ○○	令和3年度市民税・県 民税（普徴）督促状第 4期

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算  
して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第223号

下記の者の差押調書謄本、配当計算書謄本は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年9月21日

津市長 前葉泰幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○ ○○○○○ ○○○ ○○○○○○ ○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○	○○ ○○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○	○○ ○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○○ ○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○	○ ○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○	○○ ○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○ ○○○○○○ ○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本

○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○ ○○○○ ○	配当計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○	○○ ○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第224号

下記の国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

令和4年9月22日

津市長 前葉泰幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9214497	令和3年10月1日	令和4年8月30日

## 津市告示第225号

下記の者の令和4年度市民税・県民税納税通知書等は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年9月27日

津市長 前葉泰幸

### 記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○	○○○○ ○○○○ ○○○○○ ○○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○	○○○○ ○○○○ ○○○ ○○○○○○ ○○○ ○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○ ○○○○○ ○○○ ○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○ ○○○○○○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○	○○○○○○○ ○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○	令和4年度（令和3年度）

	○○○○○○○ ○○ ○○○○ ○○○○○ ○○○○	分) 市民税・県民税納税通知書(過年隨時)
○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○ ○ ○○ ○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書(第3期)
○○○○○○○	○○○○○○○ ○ ○○○○○○ ○○ ○○ ○○○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○○ ○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○	○○○○○○○ ○ ○○○○○○ ○ ○○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○ ○○	○○○ ○○○○ ○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○ ○ ○○○	令和4年度(令和3年度分)市民税・県民税納税通知書(過年隨時)
○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○ ○○○○○○	令和4年度(令和3年度分)市民税・県民税納税通知書(過年隨時)
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○○ ○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○	令和4年度(令和3年度分)市民税・県民税納税通知書(過年隨時)
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○ ○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)

○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○○ ○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○	令和4年度（令和3年度 分）市民税・県民税納税 通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○○ ○○○○ ○ ○○○○○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○	令和4年度（令和3年度 分）市民税・県民税納税 通知書（過年隨時）及び 令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○ ○ ○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○○○○ ○○○ ○ ○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○ ○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）

		ら第4期まで)
○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○ ○○○○○○○○○	令和4年度（平成31年度分）市民税・県民税税額変更通知書、令和4年度（令和2年度分）市民税・県民税税額変更通知書、令和4年度（令和3年度分）市民税・県民税税額変更通知書及び令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○ ○○○	○○ ○○○○ ○ ○	令和4年度（令和3年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○ ○○○ ○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○	○○ ○○○○○ ○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○○ ○○○○○○ ○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○ ○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○ ○ ○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）

○○○○		ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○ ○○○	○○ ○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○ ○ ○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○	○○○○○ ○○ ○○○○ ○○○○ ○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○ ○○○ ○ ○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○ ○○○ ○○○	令和4年度(令和3年度 分)市民税・県民税納税 通知書(過年隨時)及び 令和4年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○○ ○ ○○○○ ○○ ○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○	○○○ ○○○ ○ ○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○ ○○○○○ ○○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○ ○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)

	○○○ ○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○	税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○ ○○ ○○ ○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○ ○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○ ○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○○	令和4年度（令和3年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）及び令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）



		税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○ ○○○ ○○○○	令和4年度（令和3年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○	令和4年度（令和3年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○ ○○	令和4年度（令和3年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○○○ ○	令和4年度（令和3年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○	令和4年度（令和3年度分）市民税・県民税税額変更通知書及び令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期）

		まで)
○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○ ○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○ ○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○ ○○○○○○○ ○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○○ ○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○ ○○○○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○ ○○○○○○ ○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）

	○○○ ○○○	税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○ ○○○ ○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○○○○	令和4年度（令和3年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○ ○ ○○○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○	○○○ ○○○○○ ○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期か

○○○○○○		ら第4期まで)
○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○	○○ ○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○	○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度（令和3年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）及び令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○	○○ ○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○	○○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○	○○ ○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○ ○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民

○○○○○○○○○○○		税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度（令和2年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○	○○ ○○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○	○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書
○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民

○○○○○○○○○○		税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○	○○ ○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○ ○○	令和4年度（令和3年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）及び令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○ ○○○	令和4年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）



○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○ ○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○ ○	○ ○○	令和4年度市民税・県民 税納税通知書（第3期か ら第4期まで）

## 津市告示第226号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定を次のように定め、令和4年10月1日から施行する。

なお、令和3年津市告示第39号は廃止する。

令和4年9月27日

津市長 前葉泰幸

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）の適合性を審査する機関を第1に、津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）別表第14に規定する認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法を第2に、同条例別表第14に規定する法第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第3に定める。

第1 認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
- 3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下単に「B E L S」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

第2 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面
  - (1) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関が交付する、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

(3) 評価機関が交付するB E L Sに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については(3)及び(4)とする。

(1) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(4) 評価機関が交付するB E L Sに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3 簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号）第10条第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

## 津市告示第227号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定を次のように定め、令和4年10月1日から施行する。

なお、令和3年津市告示第26号は廃止する。

令和4年9月27日

津市長 前葉泰幸

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則（平成28年津市規則第29号）第2条各項に基づき市長が別に定める機関を第1に、津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）別表第15に規定する認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法を第2に、同条例別表第15に規定する省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合するものとする方法を第3に、同条例別表第15に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第4に、同条例別表第15に規定する法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第5に定める。

第1 省エネ基準及び認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）

2 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）

第2 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面

(1) 登録住宅性能評価機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合

するものとして交付する適合証

- (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
- (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「B E L S」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、(3)又は(4)とする。

- (1) 登録住宅性能評価機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (4) 評価機関が交付するB E L Sに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3 省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) 登録住宅性能評価機関が、省エネ基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書及び

## 検査済証

- (4) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（省エネ基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
  - (5) 評価機関が交付するB E L Sに基づく評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）
- 2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。
- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
  - (2) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
  - (3) 1 (2)に掲げる書面
  - (4) 1 (3)に掲げる書面
  - (5) 1 (5)に掲げる書面

第4 法第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

第5 法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

- 1 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分 基準省令第1条第1項第2号イ(2)、同号イ(3)、同号ロ(2)及び同号ロ(3)の規定に基づく評価方法
- 2 1以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法

津市告示第228号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び津市財政公表条例（平成18年津市条例第51号）の規定により、令和4年8月31日現在の財政状況を次のとおり告示する。

令和4年9月30日

津市長 前葉泰幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

## 1 会計別歳入歳出予算の執行状況

令和4年8月31日現在

(単位:千円)

会計名	歳入			歳出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一般会計	118,000,362	44,111,797	37.4%	118,000,362	32,093,371	27.2%
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	26,811,153	8,117,045	30.3%	26,811,153	7,316,676	27.3%
国民健康保険事業特別会計(直営診療施設勘定)	64,238	10,087	15.7%	64,238	10,516	16.4%
介護保険事業特別会計	29,704,990	10,694,157	36.0%	29,704,990	9,953,158	33.5%
後期高齢者医療事業特別会計	7,198,484	951,854	13.2%	7,198,484	1,824,133	25.3%
市営浄化槽事業特別会計	484,339	30,594	6.3%	484,339	122,021	25.2%
共同汚水処理施設事業特別会計	159,300	37,572	23.6%	159,300	38,443	24.1%
農業集落排水事業特別会計	583,937	35,255	6.0%	583,937	68,367	11.7%
土地区画整理事業特別会計	294,449	67,443	22.9%	294,449	16,316	5.5%
住宅新築資金等貸付事業特別会計	28,860	39,055	135.3%	28,860	2,559	8.9%
棕本財産区特別会計	501	5	1.0%	501		0.0%

## 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

令和4年8月31日現在

### (1) 収 入

単位：千円

区分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	41,338,192	23,085,132	55.8%
2 地 方 譲 与 税	1,061,969	250,548	23.6%
3 利 子 割 交 付 金	34,000	8,478	24.9%
4 配 当 割 交 付 金	180,000	68,802	38.2%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000		
6 法 人 事 業 税 交 付 金	650,000	390,290	60.0%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,862,000	1,692,348	24.7%
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	280,000	123,917	44.3%
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1		
10 環 境 性 能 割 交 付 金	200,000	40,681	20.3%
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000		
12 地 方 特 例 交 付 金	180,000	143,111	79.5%
13 地 方 交 付 税	18,500,000	8,561,700	46.3%
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	34,000		
15 分 担 金 及 び 負 担 金	605,544	179,036	29.6%
16 使 用 料 及 び 手 数 料	1,867,175	807,733	43.3%
17 国 庫 支 出 金	21,745,885	4,541,341	20.9%
18 県 支 出 金	8,202,036	777,093	9.5%
19 財 産 収 入	191,101	105,593	55.3%
20 寄 附 金	249,466	33,363	13.4%
21 繰 入 金	7,698,549		
22 繰 越 金	412,216	3,118,362	756.5%
23 諸 収 入	832,828	184,269	22.1%
24 市 債	6,732,400		
合 計	118,000,362	44,111,797	37.4%

## (2) 支 出

単位：千円

区分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	569,035	253,810	44.6%
2 総 務 費	12,581,498	4,601,909	36.6%
3 民 生 費	45,475,652	13,282,775	29.2%
4 衛 生 費	12,534,071	2,962,966	23.6%
5 労 働 費	56,257	43,464	77.3%
6 農 林 水 産 業 費	2,654,123	383,234	14.4%
7 商 工 費	2,333,660	1,076,507	46.1%
8 土 木 費	15,529,337	4,368,072	28.1%
9 消 防 費	4,077,644	1,439,205	35.3%
10 教 育 費	10,415,605	3,670,085	35.2%
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費	11,654,030	11,344	0.1%
13 諸 支 出 金	22,100		
14 予 備 費	97,350		
合 計	118,000,362	32,093,371	27.2%

### 3 市債の状況

令和4年8月31日現在

会計別	区分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一 会 計 般 計	1 普通債	54,478,021	50.7
	(1) 総務	21,939,473	20.4
	(2) 民生	2,103,642	2.0
	(3) 衛生	5,019,291	4.7
	(4) 農林水産業	1,099,483	1.0
	(5) 商工	473,253	0.4
	(6) 土木	11,764,654	10.9
	(7) 消防	1,162,917	1.1
	(8) 教育	10,915,308	10.2
	2 災害復旧債	530,610	0.5
	(1) 農林水産業	19,713	0.0
	(2) 土木	510,897	0.5
	3 その他の	52,392,354	48.8
	(1) 臨時財政対策債	51,630,018	48.1
	(2) その他の	762,336	0.7
計		107,400,985	100.0
特 会 別 計	国民健康保険	8,557	0.3
	市営浄化槽	186,929	5.9
	農業集落排水	1,883,076	60.1
	土地区画整理	1,055,304	33.7
	計	3,133,866	100.0
合計		110,534,851	

令和4年8月31日現在 一時借入金 0千円

## 4 基金の状況

令和4年8月31日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	10,037,836
減 債 基 金	3,274,541
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	13,717
国 際 交 流 推 進 基 金	217,219
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	1,703,080
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	2,377,096
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,987
緑 化 基 金	107,786
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	
文 化 振 興 基 金	214,629
ま ち づ く り 振 興 基 金	1,564,064
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	305,225
公 共 施 設 整 備 基 金	200,798
環 境 対 策 推 進 基 金	597
美 杉 地 域 振 興 事 業 基 金	343,627
市 営 净 化 槽 事 業 基 金	31,641
森 林 環 境 基 金	26,412
新型コロナウイルス感染症対策事業基金	299,504
ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 推 進 基 金	
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	250,002
合 計	20,975,761

## 5 市有財産の状況

令和4年8月31日現在

有 価 証 券 等	2,340,498千円
自 動 車	646台
建 物	1,088,716.11m <sup>2</sup>
土 地	21,496,866.41m <sup>2</sup>

\*公営企業会計保有分除く

## 6 市税の負担状況

令和4年8月31日現在

1 人 当 た り	税 目	1 世 帯 当 た り
68,345 円	市 民 税	146,019 円
65,278 円	固 定 資 産 税	139,465 円
7,952 円	都 市 計 画 税	16,990 円
6,179 円	市 た ば こ 税	13,202 円
3,135 円	軽 自 動 車 税	6,697 円
103 円	入 湯 税	219 円
399 円	そ の 他	852 円
151,391 円	計	323,444 円

※人口273,057人、世帯数127,806世帯（令和4年8月31日現在）にて  
算出しています。

津市公告第121号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年9月26日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092603

公 告 日	令和4年9月26日		業 務 担 当 課	建設整備課	
業 務 名	令和4年度建整特第1-6号 上多気奥立川旧道線路線測量業務委託				
業 務 場 所	津市 美杉町上多気		地内		
業 務 概 要	現地測量 0.012km2 路線測量 1.20km				
期 間	契約締結の日から <b>令和5年1月13日</b> まで				
発注業種	測量				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	測量	部門	測量一般
	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	測量士(本市発注業務における専任配置)		
	その他の要件				
	設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel 059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年9月29日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年10月4日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	<b>令和4年10月7日</b> 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月12日 午前9時00分</b>				
	津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	<b>6,804,000</b>		円 (税抜き)		
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他の 事項	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。				

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092604

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	津北工事事務所		
工 事 名	令和3年度北道維交補第7号 上野白塚線及び中瀬一色海岸線道路整備工事				
工 事 場 所	津市 河芸町一色及び河芸町影重 地内				
工 事 概 要	表層 49m <sup>2</sup> 側溝工 69m 集水樹・マンホール工 6箇所 区画線工 990m				
工 期	契約締結の日から <b>令和5年2月27日</b> まで				
発注業種	<b>土木一式</b>				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】安芸	【地区】河芸		
		【プロック】安芸	【地区】芸濃・美里・安濃		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他の要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年9月29日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年10月4日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	<b>令和4年10月7日 必着</b>			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月12日 午前9時10分</b>				
	津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	<b>8,713,000</b> 円 (税抜き)				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092605

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	津南工事事務所		
工 事 名	令和4年度南河維第2号 普通河川川井谷川河道整備工事				
工 事 場 所	津市 美杉町竹原		地内		
工 事 概 要	河床等掘削 140m3				
工 期	契約締結の日から <b>令和5年2月10日</b> まで				
発注業種	<b>土木一式</b>				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】久居	【地区】美杉		
		【プロック】久居	【地区】一志・白山		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年9月29日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年10月4日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	<b>令和4年10月7日 必着</b>			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月12日 午前9時30分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	<b>開札後に公表(ただし、落札候補者がない場合を除く)</b>				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 <b>・本件は予定価格を事後公表(開札後に公表)する試行案件です。</b>				

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092606

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	建設整備課		
工 事 名	令和3年度建整道維交補第1号 牧木造線道路改良工事				
工 事 場 所	津市 新家町 地内				
工 事 概 要	側溝工 38m 集水樹・マンホール工 1箇所 表層 66m <sup>2</sup> 縁石工 44m				
工 期	契約締結の日から <b>令和5年2月15日</b> まで				
発注業種	<b>土木一式</b>				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】久居	【地区】久居		
		【プロック】	【地区】		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他の要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年9月29日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年10月4日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	<b>令和4年10月7日 必着</b>			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月12日 午前9時50分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	<b>4,963,000</b> 円 (税抜き)				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092607

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	下水道工務課		
工 事 名	令和4年度下工里地第1号 美里町家所地内下水道管閉塞工事				
工 事 場 所	津市 美里町家所 地内				
工 事 概 要	閉塞工 一式				
工 期	契約締結の日から 令和5年1月20日 まで				
発注業種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】安芸	【地区】美里		
		【プロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・安濃		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年9月29日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年10月4日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和4年10月7日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年10月12日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	3,668,000 円(税抜き)				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092608

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	津北工事事務所		
工 事 名	令和4年度北道維第19号 河芸町三行及び河芸町南黒田地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市 河芸町三行及び河芸町南黒田 地内				
工 事 概 要	表層 14m2 側溝工 23m 集水樹・マンホール工 2箇所				
工 期	契約締結の日から <b>令和5年1月30日</b> まで				
発注業種	<b>土木一式</b>				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】安芸	【地区】河芸		
		【プロック】安芸	【地区】芸濃・美里・安濃		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年9月29日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年10月4日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	<b>令和4年10月7日 必着</b>			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月12日 午前10時30分</b>				
	津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	<b>3,104,000</b> 円 (税抜き)				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092609

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	農業基盤整備課		
工 事 名	令和4年度農基補第1号 長岡町地内水路改修工事				
工 事 場 所	津市 長岡町 地内				
工 事 概 要	プレキャスト開渠工 94.0m				
工 期	契約締結の日から <b>令和5年1月13日</b> まで				
発注業種	<b>土木一式</b>				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲		
		【プロック】	【地区】		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他の要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年9月29日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年10月4日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	<b>令和4年10月7日 必着</b>			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月12日 午前10時50分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	<b>3,306,000</b> 円 (税抜き)				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092610

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	農業基盤整備課		
工 事 名	令和4年度農基補第2号 久居一色町地内ため池(一色池)堤体補修工事				
工 事 場 所	津市 久居一色町 地内				
工 事 概 要	固結工 17本				
工 期	契約締結の日から 令和5年1月27日 まで				
発注業種	とび・土工・コンクリート				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店又は市内支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】		
		【プロック】	【地区】		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事 実績要件	過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事で発注された薬液注入工法による地盤改良工事(土木一式工 事等に含まれるもの)を除く)			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和2年10月1日～令和3年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年9月29日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年10月4日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和4年10月7日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年10月12日 午前11時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	4,022,000 円(税抜き)				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</li> </ul> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>				

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092611

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	営繕課		
工 事 名	令和4年度営ス振第2-2号 津市香良洲サッカー場照明器具取替修繕				
工 事 場 所	津市 香良洲町 地内				
工 事 概 要	照明器具取替修繕 LED投光器 8台 ※上記に係る電気設備修繕 一式				
工 期	契約締結の日から <b>令和5年2月28日</b> まで				
発注業種	<b>電気</b>				
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲		
		【プロック】	【地区】		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他の要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年9月29日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年10月4日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	<b>令和4年10月7日 必着</b>			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月12日 午前11時20分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	<b>5,846,000</b> 円 (税抜き)				
最 低 制 限 価 格	無				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092612

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	営繕課		
工 事 名	令和4年度営人教第36号 津市長野教育集会所排水設備改修工事				
工 事 場 所	津市 美里町北長野 地内				
工 事 概 要	排水設備改修 中継ポンプ槽ユニット 1基 ※上記に係る機械設備工事等 一式				
工 期	契約締結の日から <b>令和5年2月28日</b> まで				
発注業種	<b>管</b>				
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】安芸	【地区】美里・河芸・芸濃・安濃		
		【プロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年9月29日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年10月4日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	<b>令和4年10月7日 必着</b>			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月12日 午前11時30分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	<b>4,766,000</b> 円 (税抜き)				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092613

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	營繕課			
工 事 名	令和4年度営ス振第37号 三重武道館便所建具改修工事					
工 事 場 所	津市 北河路町 地内					
工 事 概 要	改修 (建具改修、内装改修) ※上記に係る建築工事 一式					
工 期	契約締結の日から <b>令和5年2月20日</b> まで					
発注業種	<b>建具</b>					
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2		
		【プロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2		
		【プロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月7日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年9月29日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年10月4日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	<b>令和4年10月7日 必着</b>				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月12日 午前11時40分</b>					
	津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	<b>4,244,000</b> 円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。					

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092614

公 告 日	令和4年9月26日		業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和4年度建整特第1-5号 飯垣内中太郎生線路線測量業務委託					
業 務 場 所	津市 美杉町太郎生		地内			
業 務 概 要	現地測量 0.030km2 路線測量 3.00km					
期 間	契約締結の日から <b>令和5年3月17日</b> まで					
発注業種	<b>測量</b>					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	測量	部門	測量一般	
	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていること					
	所在地要件	市内本店				
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	測量士(本市発注業務における専任配置)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年10月5日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年10月11日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	<b>令和4年10月14日</b> 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局留 津市役所 調達契約課宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月19日 午前9時00分</b>					
津市役所(本庁舎)7階 入札室						
予 定 価 格	<b>21,511,000</b>		円	(税抜き)		
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。</p>					

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092615

公 告 日	令和4年9月26日		業 務 担 当 課	建設整備課				
業 務 名	令和4年度建整特第1-4号 見栗宝生線路線測量業務委託							
業 務 場 所	津市 美杉町竹原 地内							
業 務 概 要	現地測量 0.020km2 路線測量 2.00km							
期 間	契約締結の日から <b>令和5年2月28日</b> まで							
発注業種	<b>測量</b>							
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	測量	部門	測量一般			
	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていること							
	所在地要件	市内本店						
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること					
	同種業務 実績要件							
	技術者要件	主任技術者	測量士(本市発注業務における専任配置)					
	その他の要件							
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで						
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」						
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで						
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100						
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年10月5日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)						
	回 答 日	令和4年10月11日 ホームページにて回答						
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333						
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)						
	提 出 期 限	<b>令和4年10月14日</b> 必着						
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局留 津市役所 調達契約課宛						
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月19日 午前9時10分</b>							
津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	<b>15,052,000</b> 円 (税抜き)							
最 低 制 限 価 格	有							
入 札 保 証 金	免 除							
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上							
前 金 払	有							
部 分 払	無							
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。</p>							

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092616

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	津北工事事務所		
工 事 名	令和4年度北河改第1号 準用河川浄土寺川改修工事				
工 事 場 所	津市 安濃町浄土寺 地内				
工 事 概 要	コンクリートブロック工(コンクリートブロック積) 219m <sup>2</sup> 表層 17m <sup>2</sup>				
工 期	契約締結の日から <b>令和5年2月24日</b> まで				
発注業種	<b>土木一式</b>				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】安芸	【地区】安濃		
		【プロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他の要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年10月5日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年10月11日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	<b>令和4年10月14日 必着</b>			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月19日 午前9時20分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	<b>20,534,000</b> 円 (税抜き)				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092617

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	建設整備課			
工 事 名	令和4年度建整道新第1号 河芸町島崎町線道路改良工事					
工 事 場 所	津市 河芸町上野 地内					
工 事 概 要	プレキャスト擁壁工 50m 側溝工 109m 集水樹・マンホール工 2箇所 表層 692m <sup>2</sup>					
工 期	契約締結の日から <b>令和5年2月28日</b> まで					
発注業種	<b>土木一式</b>					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】河芸	【格付】C・B・A2・A1		
		【ブロック】安芸	【地区】芸濃・美里・安濃	【格付】C・B		
		【ブロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年10月5日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年10月11日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	<b>令和4年10月14日 必着</b>				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月19日 午前9時40分</b>					
	津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	<b>14,543,000</b> 円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。					

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092618

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	津南工事事務所		
工 事 名	令和4年度南道維環第3号 城山第3号線ほか4線道路整備工事				
工事場所	津市 城山二丁目 地内				
工 事 概 要	側溝工 266m 集水樹・マンホール工 23箇所 表層 361m2				
工 期	契約締結の日から <b>令和5年2月28日</b> まで				
発注業種	<b>土木一式</b>				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲		
		【プロック】	【地区】		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他の要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年10月5日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年10月11日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	<b>令和4年10月14日 必着</b>			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月19日 午前10時00分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	<b>17,538,000</b> 円 (税抜き)				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092619

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	建設整備課			
工 事 名	令和3年度建整道新補第3号 井生波瀬線道路改良工事					
工 事 場 所	津市 一志町井生 地内					
工 事 概 要	路体盛土工 280m3 路床盛土工 440m3 側溝工 196m 管渠工 19m 集水樹・マンホール工 3箇所					
工 期	契約締結の日から <b>令和5年2月28日</b> まで					
発注業種	<b>土木一式</b>					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】久居	【地区】一志	【格付】C・B・A2・A1		
		【プロック】久居	【地区】白山	【格付】C・B		
		【プロック】久居	【地区】久居・美杉	【格付】C		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年10月5日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年10月11日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	<b>令和4年10月14日 必着</b>				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月19日 午前10時20分</b>					
	津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	<b>19,464,000</b> 円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
そ の 他	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。					

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092620

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	河川排水推進室			
工 事 名	令和4年度河川第3号 普通河川30号川改修工事					
工事場所	津市 久居一色町 地内					
工 事 概 要	プレキヤストカルバートT. 29m 表層 77m <sup>2</sup>					
工 期	契約締結の日から 令和5年2月28日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】久居	【地区】久居	【格付】C・B・A2・A1		
		【プロック】久居	【地区】一志・白山・美杉	【格付】C		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年10月5日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年10月11日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年10月14日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年10月19日 午前10時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	12,511,000 円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。					

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092621

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	津南工事事務所		
工 事 名	令和4年度南河維第1号 準用河川耕作川河道整備工事				
工 事 場 所	津市 美杉町下多気		地内		
工 事 概 要	河床等掘削 230m3				
工 期	契約締結の日から 令和5年2月28日 まで				
発注業種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】久居	【地区】美杉		
		【プロック】久居	【地区】久居・一志・白山		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年10月5日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年10月11日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和4年10月14日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年10月19日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	9,808,000 円 (税抜き)				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092622

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	津南工事事務所			
工 事 名	令和4年度南道維第4号 一志町高野地内道路改修工事					
工 事 場 所	津市 一志町高野 地内					
工 事 概 要	路盤 159m <sup>2</sup> 表層 159m <sup>2</sup> プレキャスト擁壁工 一式					
工 期	契約締結の日から 令和5年2月28日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】久居	【地区】一志	【格付】C・B・A2・A1		
		【プロック】久居	【地区】白山	【格付】C・B		
		【プロック】久居	【地区】久居・美杉	【格付】C		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年10月5日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年10月11日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和4年10月14日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年10月19日 午前11時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	9,793,000 円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。					

## 事後審査型条件付一般競争入札

504092623

公 告 日	令和4年9月26日	工 事 担 当 課	建設整備課		
工 事 名	令和4年度建整公園補第3号 香良洲高台防災公園整備工事（その2）				
工 事 場 所	津市 香良洲町 地内				
工 事 概 要	側溝工 134m 照明灯 4基 表層 1, 380m2 路盤 1, 380m2				
工 期	契約締結の日から <b>令和5年3月6日</b> まで				
発注業種	造園				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A 1			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】		
		【プロック】	【地区】		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月14日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年10月5日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和4年10月11日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	<b>令和4年10月14日 必着</b>			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月19日 午前11時40分</b>				
	津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	<b>18,961,000</b> 円 (税抜き)				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

津市公告第122号

津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウドサービス利用業務について、別紙のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和4年9月29日

津市長 前葉泰幸

## 津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウドサービス利用 業務公募型プロポーザルについて

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウドサービス利用業務

#### (2) 契約期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

#### (3) 提案上限額（消費税額を含まない金額）

(単位:千円)

年度	令和5年度	令和6年度から令和9年度まで	令和10年度
上限額	26,990	53,979（1年度当たり）	26,990

### 2 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）、若しくは、代表となる法人等と他の法人等とのコンソーシアム方式※（以下「共同の事業体」という。）とし、共同の事業体の場合は、代表となる法人等と、代表となる法人等以外の法人等のいずれもが以下の(1)から(7)の、参加資格要件を満たしていることとする。

なお、参加申込書の提出から契約を締結するまでの間に要件を満たすことができなくなった場合は失格とする。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていること。登載されていない者にあっては、以下のアからウの書類を提出し確認を受けていること。
  - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
  - イ 法人以外の団体にあっては、代表者の身分証明書
  - ウ 印鑑（登録）証明書（法人以外の団体にあっては、代表者のもの）
- (2) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。（法人以外の団体にあっては、代表者に滞納がないこと）

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- ※ 本プロポーザルにおけるコンソーシアム方式とは、共同の事業体が契約の相手方となる最優先候補者となった場合、原則、本市と代表の法人等のみが契約を行い、代表の法人等は共同の事業体を形成する各法人等と必要な契約等を行うこととする。

### 3 プロポーザル実施スケジュール

公告	令和4年 9月29日（木）
参加申込書提出期限	令和4年10月 5日（水）午後4時まで
質問書の受付	令和4年10月 7日（金）午後4時まで
質問書の回答期限	令和4年10月12日（水）市ホームページへ掲載
提案書提出期限	令和4年10月20日（木）午後4時まで ※参加辞退届についても同様。
第1次審査（書面審査）	令和4年10月25日（火）
第1次審査結果通知	令和4年10月27日（木）までに
第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和4年10月31日（月）
審査結果通知	令和4年11月 1日（火）以降

### 4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ内の本プロポーザル記事内からダウンロードをすること。

### 5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

提案書は、津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウドサービス利用業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

### 6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者と選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、協議後の仕様内容に基づいた見積を提出し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

### 7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市教育情報ネットワークシステムに係るクラウドサービス利用業務プロポーザル実施要領」による。

津市上下水道事業公告第25号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和4年9月26日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和4年度下工維補第1号  
丸之内地内下水道管更生工事
- (2) 工事場所 津市丸之内地内
- (3) 工事概要 管渠内面被覆工（既設管径2000～1800mm）  
311m
- (4) 工期 契約締結日から令和5年6月1日まで
- (5) 予定価格 239,757,000円（税抜き）

## 2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の

許可（土木工事業）を受けている者

- (7) 本市の区域内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者
- (8) 審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値について、本市の区域内に本店を有する者にあっては850点以上、それ以外の者にあっては1,200点以上であること。
- (9) 下水道管更生工法（（公財）日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている複合管工法のうち、当該工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限る。）の協会員である者
- (10) 官公庁等で発注され、過去10年間（平成24年度以降）に施工が完了した、次の工事の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、出資比率20%以上の代表構成員としての実績に限ります。）  
下水道管更生工法（（公財）日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている工法に限る。（12）において同じ）による本管1スパン以上の下水道管更生工事等
- (11) 本件工事に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (12) 下水道管更生工法の施工技術の認定証等を有する者を配置できる者。  
（（11）に掲げる専任の監理技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人と兼務可）
- (13) 上記（11）及び（12）に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和4年9月26日（月）から同年10月7日（金）まで
- (2) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

#### 4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
  - ア 提出期間 令和4年9月26日（月）から同年10月7日（金）午後5時まで
  - イ 提出場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当
  - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。
- (2) 提出書類
  - ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
  - イ 土木工事業に係る特定建設業の許可証の写し
  - ウ 審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
  - エ （公財）日本下水道新技術機構発行の建設技術審査証明書の写し、下水道管更生工法協会発行の会員証等の写し及び属している協会の下水道管更生工法のパンフレット及び施工手順書等
  - オ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
  - カ 下水道管更生工法協会発行の施工技術者の認定書等の写し
  - キ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
  - ク 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
  - ケ 上記2(10)に規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）
  - コ 施工計画書
  - サ 宣誓書
- (3) 入札参加資格の審査結果については、令和4年10月17日（月）までに文書で通知します。

#### 5 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧
  - ア 閲覧期間 令和4年9月26日（月）から同年10月21日（金）ま

で  
イ 閲覧場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当及び津市  
ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ  
イ 購入場所 津市一志町井関 9 6 番地 1  
創作工房ネオ (電話 059-293-6100)

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和4年9月30日（金）正午までに指定の質問書により  
FAX又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契  
約財産担当に提出してください。  
なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、  
必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年10月5日（水）までに津市ホームページ「入  
札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認  
めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してく  
ださい。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和4年10月11日（火）正午までに指定の質問書によ  
りFAX又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課  
契約財産担当に提出してください。  
なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、  
必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年10月18日（火）までに津市ホームページ「  
入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問  
は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出  
してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限  
ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれか  
の方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から令和4年10月21日（金）までに日本郵便株式会社津中央郵便局（以下「津中央郵便局」といいます。）必着とします。ただし、津中央郵便局が、令和4年10月21日（金）のゆうゆう窓口営業時間のいずれかの時間帯に窓口業務を休止した場合に限り、同月22日（土）までに津中央郵便局に到着したものと有効とします。

## （2）入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市上下水道管理局 上下水道管理課宛

## 8 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年10月25日（火）午前9時00分から
- (2) 場所 津市上下水道庁舎2階入札室

## 9 入札保証金

入札保証金は免除します。

## 10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

## 11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

### 13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

### 14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

### 15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約

約款によるものとします。

## 16 その他の注意事項

(1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所に封印をしてください。

(2) 前金払 有

(3) 部分払 無

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

(7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

(8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

(9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(10) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための対象案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和4年度津市公契約条例労働報酬

下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市殿村 5 番地 津市上下水道庁舎 2 階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819

津市上下水道事業公告第26号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年9月26日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年9月26日		工 事 担 当 課	下水道工務課		
工 事 名	令和4年度下工公補第18号 清水第1汚水幹線築造工事					
工 事 場 所	津市 河辺町 地内					
工 事 概 要	管布設工(管径150~250mm) 267m 管推進工(管径150~250mm) 44m 組立マンホール工 10箇所 小型マンホール工 4箇所					
工 期	契約締結の日から <b>令和5年2月28日</b> まで					
発注業種	<b>土木一式</b>					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A1・A2				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)			
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)			
		専門技術者	推進工事技士(推進工事施工時における専任配置) (専任の監理技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月17日 まで				
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月17日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年10月5日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年10月12日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	<b>令和4年10月17日</b> 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課				
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月20日 午前9時00分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予 定 価 格	<b>62,067,000</b>		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 • 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。					

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年9月26日		工 事 担 当 課	下水道工務課		
工 事 名	令和4年度下工維第4号 白山町上ノ村地内下水道管更生工事					
工事場所	津市 白山町上ノ村 地内					
工事概要	取付管更生工(既設管径150mm) 12箇所 支管一体部分補修工(既設本管径200mm既設取付管径150mm) 12箇所					
工 期	契約締結の日から <b>令和5年1月27日</b> まで					
発注業種	<b>土木一式</b>					
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	なし				
	地域・格付要件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
		専門技術者	下水道管更生工法及び下水道管部分補修工法の施工技術の認定証等を有する者(主任技術者・現場代理人と兼務可)			
	その他要件	・令和4年度格付区分等業者一覧(土木一式)に登載されていること ・下水道管更生工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている自立管工法のうち、当該工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限る。)の協会員であること ・下水道管部分補修工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている工法に限る。)の協会員であること。				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和4年10月17日 まで				
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和4年10月17日 まで				
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和4年10月5日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回答日	令和4年10月12日 ホームページにて回答				
	提出先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819				
入札方法等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提出期限	<b>令和4年10月17日</b> 必着				
	郵送先	〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課				
開札日時及び場所	<b>令和4年10月20日 午前9時20分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予定価格	<b>7,891,000</b>		円 (税抜き)			
最低制限価格	有					
入札保証金	免除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前金払	有					
部分払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。					

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年9月26日		工 事 担 当 課	水道工務課		
工 事 名	令和4年度水工第29号 河芸町一色ほか2町地内配水管布設工事に伴う舗装復旧工事					
工 事 場 所	津市 河芸町一色ほか2町 地内					
工 事 概 要	切削オーバーレイ 2, 370m <sup>2</sup>					
工 期	契約締結の日から <b>令和5年1月20日</b> まで					
発注業種	<b>舗装</b>					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月17日 まで				
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月17日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年10月5日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年10月12日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	<b>令和4年10月17日</b> 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課				
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月20日 午前9時40分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予 定 価 格	<b>15,326,000</b>		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。					

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年9月26日		工 事 担 当 課	水道施設課		
工 事 名	令和4年度水施第2-7号 美里穴倉浄水場及び美里平木浄水場流量計等取替修繕					
工事場所	津市 美里町穴倉及び美里町平木 地内					
工事概要	流量計等取替 一式 電磁流量計口径40mm(ろ過流量) 1台 電子式水道メータ一口径75mm(配水流量) 1台					
工 期	契約締結の日から <b>令和5年2月28日</b> まで					
発注業種	<b>電気</b>					
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等				
	格付要件	なし				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件	過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 電気工事で発注された上水道施設の電気設備(建築電気設備は除く)の製作、据付工事又は修繕で元請契約金額又は一次下請金額が180万円以上。ただし、下請についても電気工事又は修繕に限る。				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和2年10月1日～令和3年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年10月17日 まで				
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年10月17日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年10月5日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和4年10月12日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	<b>令和4年10月17日</b> 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便株式会社 津市中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課				
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和4年10月20日 午前10時20分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予 定 価 格	<b>2,008,000</b>		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	無					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</li> </ul> <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>					

津市教育委員会告示第11号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和4年9月20日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和4年9月27日（火）午前10時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

(1) 令和4年度津市教育功労者表彰について

(2) 津市青少年問題協議会委員の委嘱について

## 津市選挙管理委員会告示第59号

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月29日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

### 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程等の一部を改正する告示

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程の一部改正)

第1条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第4号様式備考4(2)中「15,800円」を「16,100円」に改める。

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部改正)

第2条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第4号様式備考4(2)ア中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同備考4(2)イ中「262,530円」を「270,655円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

第6号様式備考2(1)中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同備考2(2)中「262,530円」を「270,655円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部改正)

第3条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程（平成21年津市選挙管理委員会告示第74号）の一部を次

のように改正する。

第4号様式備考4(2)及び第6号様式中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程、第2条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程及び第3条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。